

定期預金規約

第1条 預金の預入れ

1. 定期預金（以下、「この預金」という）の預入れは、1口につき1円以上とします。
2. この預金の預入れは、当行所定のネットワークに接続できる携帯電話機またはパーソナルコンピュータおよび当行所定のスマートフォン(インターネットに接続できる携帯情報端末)を利用した当行のお客さまご本人名義の普通預金口座からの振替により行うものとします。

第2条 証券類の受入れ

この預金には、手形、小切手、配当金領収証、その他証券類の受入れはできません。

第3条 預金の払戻し

この預金は、預入れ時にあらかじめ指定した方法により、満期日に、元金および利息を当行に開設されているお客さまご本人名義の普通預金口座に振替えることにより払戻します。ただし、期限前解約（第4条）及び自動継続（第5条）の場合はこの限りではありません。

第4条 期限前解約

1. 満期日前の解約は原則としてできません。ただし、次項に定める手続きに基づき解約依頼の受付けが行われ、かつ当行が認めて、満期日前の解約に応じた場合には、その利息は預入日（継続した場合は最後の継続日）から解約日の前日までの期間について、第6条第5項に記載の中途解約利率により計算し、元金とともに当行に開設されているお客さまご本人名義の普通預金口座に振替えることにより払い戻します。
2. 満期日前の解約依頼の受付けは、じぶん銀行取引規約に定める方法に従い、本人確認が行われ、かつ取引依頼内容が確定した場合に限り、取扱います。ただし、当行が必要と判断したときには、いつでも、満期日前の解約依頼の受付けを、テレホンバンキングのみに限ることができるものとします。

第5条 自動継続

1. この預金のうち自動継続型については、満期日に、前回と同一の期間の定期預金に自動的に継続します。この場合、利息は、あらかじめ指定された方法に応じて、満期日にご本人名義の普通預金口座に入金し、または元金に組入れて継続します。継続された預金についても同様とします。
2. 前項の預金（以下、「自動継続型定期預金」という）の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。

3. 自動継続型定期預金につき、継続を停止するときは、満期日（継続をしたときは当該継続後の満期日をいう。以下同じ。）の前日までに、当行所定の方法により非継続型定期預金への変更処理を行ってください。この変更処理が満期日の前日までに完了した場合、この預金の元金と利息は満期日に当行に開設されているお客さまご本人名義の普通預金口座に振替えることにより払い戻します。

第6条 利息の計算

1. この預金の利息は単利計算を行います。また、付利単位は1円とし、1年を365日として日割りで計算します（円未満切捨て）。
2. この預金の利息は、預入日（継続をしたときは当該継続後の継続日）から満期日の前日までの日数および適用する当行所定の利率（継続後の預金については第5条第2項に定める利率をいい、以下、「約定利率」という）によって計算し、満期日に支払います。ただし、期限前解約（第4条）がなされた場合はこの限りではありません。
3. 満期日は次の通り取扱います。なお、一般の休日が満期日になることがあります。
 - (1) 通常の応当日
預入日が月末日以外の場合には、期間（月）に応じた預入日の応当日（以下「応当日」といいます。）を満期日とします。預入日が月末日の場合には、期間（月）に応じた預入日の応当する月の月末日とします。
 - (2) 応当日がない場合
月末日を満期日とします。
4. 満期日において普通預金口座の凍結その他の理由により元利金または利息のお支払いができず、満期日の翌日以降に元利金または利息のお支払いを行う場合、当該満期日以降の元金に対する利息は、当該満期日から元金をお支払いした日の前日までの日数および当行所定の普通預金利率のうちもっとも低い金額階層に適用する利率により計算します。なお、本項の場合において、満期日における未払利息に対して利息は付されないものとします。
5. この預金を満期日前に解約する場合には、その利息は預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下本項において同じ。）から解約日の前日までの預入期間（以下、「預入期間」という）に応じて、当行が別途定める所定の中途解約利率によって計算します。但し、預入日の1ヶ月後の応当日の前日までに解約する場合は、利息は付与されません。

第7条 譲渡、質入れ等の禁止

この預金にかかる預金契約上の地位およびこの取引に関する一切の権利については、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。

第8条 保険事故発生時におけるお客さまからの相殺

1. お客さまは、この預金に関し満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合であって、かつ、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り、当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金にお客さまの当行に対する債務を担保するため、または第三者の当行に対する債務でお客さまが保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
2. 相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
 - (1) 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定するものとします。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合にはお客さまの保証債務から相殺されるものとします。
 - (2) 第1号による充當の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充當します。
 - (3) 第1号による指定により、債権保全上支障が生じる恐れがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
3. 相殺する場合の借入金等の債務の利息、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては、当行の定めによるものとします。
4. 相殺する場合において、借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

第9条 規約の準用

1. この預金取引に関し、この規約に定めのない事項については、じぶん銀行取引規約等当行の他の規約の定めを準用します。
2. この規約において使用する用語の意味は、特に指定のない限り当行所定のじぶん銀行取引規約において定義した内容に従うものとします。

第10条 規約の変更

当行は、この規約の内容を変更する場合があります。その場合には、当行は変更日および変更内容を当行のホームページへ掲示することにより告知し、変更日以降は変更後の内容により、取扱うものとします。

以上